

妊婦・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1 か月児健診を京都府外の医療機関等で受診される方へ

- 妊婦・産婦健康診査・新生児聴覚検査及び1 か月児健康診査を京都府委託医療機関以外の医療機関等で受診される場合は、受診券での公費負担は受けられません。
- 健診にかかった費用は、一旦自己負担していただき、妊婦・産婦健康診査助成金・新生児聴覚検査及び1 か月児健康診査費用助成金の交付申請により、交付審査を経て償還払いとさせていただきます。
- 助成金交付額は、委託単価が上限となります。
- 新生児聴覚検査費助成上限額については、受診券に明記しております。
- 交付が決定したときは、妊婦・産婦健康診査・新生児聴覚検査及び1 か月児健康診査費用助成金交付決定通知書により、通知いたします。審査の結果、不交付となる場合もあります。

はじめて京都府外の医療機関等を受診されるときは、南丹市で妊婦・産婦健康診査・新生児聴覚検査及び1 か月児健康診査の助成を受けるため、受診後に健康診査を受けたことの証明及び、健診にかかった費用の領収書が必要なことを説明し（詳細は、医療機関宛の説明文に記載）

① 医療機関宛の封筒

② 妊婦・産婦健康診査公費負担受診券綴・産後健康診査受診券・新生児聴覚検査受診券・1 か月児健康診査受診券

③ 母子健康手帳

を医療機関へ提出してください。

受診後、医療機関等からその時使用した受診券と、健診費用として支払った領収書を受け取り、大切に保管してください。

●●● 妊婦・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1 か月児健康診査費用助成金交付申請時に必要なもの ●●●

1. 健康診査助成金交付申請書（妊婦健診用・産婦健診用・新生児聴覚検査・1 か月児健康診査）
※妊婦健診・産婦健診申請者氏名は妊婦さん本人の名前を記入してください。
※新生児聴覚検査・1 か月児健康診査費用助成金申請書については、保護者名で申請してください。
2. 妊婦・産婦健康診査受診券・新生児聴覚検査受診券・1 か月児健康診査受診券
（受診日・結果・医療機関名が明記され、印鑑が押されたもの）
3. 医療機関名、押印の入った領収書（コピー不可）



（お願い）



各助成金交付申請の提出期限については、
出産後3ヵ月（新生児聴覚検査・1 か月児健康診査については6ヵ月）以内
としておりますが、令和9年3月末までの受診分はなるべく令和8年度内
（令和9年3月末まで）に申請いただきますようお願いいたします。

（申請窓口）南丹市教育委員会 こども家庭センター こども家庭課（中央庁舎2階）

お問い合わせ先

南丹市教育委員会 こども家庭センター

こども家庭課 母子保健係 ☎0771-68-0028